

令和元年度 小国高等学校「運動部活動に係る活動方針」

1 本校の運動部活動

- (1) 男子 陸上競技部、弓道部、野球部、バドミントン部、ソフトテニス部、ホッケー部
- (2) 女子 陸上競技部、弓道部、バドミントン部、ソフトテニス部、ホッケー部

2 目 標

運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と感心をもつ同好の生徒の自主性、自発的な参加により、顧問（指導者）の指導の下に運動やスポーツを行い、生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現を目指すことから、次に挙げる4点を目標とする。

- (1) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促すとともに、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育成する。
- (2) 体力や技能を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育成する。
- (3) 心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育成する。
- (4) 生徒に任せすぎたり、大会等で勝つことのみを目指したりした活動にならないようにするとともに、競技種目の特性を踏まえた最新の科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れる。

3 練習日、練習時間

(1) 練習日

- ア 1週間の練習日は、5日以内とする。このうち、毎週火曜日は完全休養日とし、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期試験の1週間前からは、原則として練習を中止とする。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、練習しないこととする。

(2) 練習時間

- ア 平日は長くとも2時間程度（学期中の週末も含む）、休業日は3時間程度とする。なお、朝練習は行わない。
- イ 完全下校時間を厳守する。

(3) 完全下校時間

- ア 平日 ①3月～10月：19：30 ②11月～2月：18：30
 ※②については、保護者の許可を取ることで、19：00まで延長することができる。
- イ 休業日及び長期休業期間 17：00

(4) 共通の休養日

- ア 毎週火曜日（原則火曜日とし、各部の判断で当該週での変更を認める）
- イ 定期試験前後の一定期間

5月17日（金）～	5月23日（木）（1学期中間考査）	7日間
6月25日（火）～	7月4日（木）（1学期期末考査）	10日間
9月25日（水）～	10月3日（木）（2学期中間考査）	9日間
11月19日（火）～	11月28日（木）（2学期期末考査）	10日間
2月6日（木）～	2月17日（月）（学年末考査）	12日間
- ウ その他

8月13日（火）～	8月15日（木）（夏季学校閉庁日）	3日間
12月28日（土）～	1月5日（日）（冬季学校閉庁日）	9日間

(5) 上記（1）及び（2）の基準を超えた練習日・練習時間

- ア 休養日
 競技力向上の観点から、次の運動部については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分

配慮することにより、休養日を週当たり1日以上（必ず週末を含む）とする。

男女ホッケー部、陸上部

イ 練習時間

競技力向上の観点から、次の運動部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とする。

男女ホッケー部、陸上部

ウ 「(5) 基準を超えた練習日・練習時間」に該当する部活動の条件

①学校生活全般において良好であること。（学校生活状況・出席状況・成績状況）

※原則個人を対象とするが団体競技において該当者が複数いる場合には顧問会・職員会議で検討する。

②部活動全体の模範となる活動であること。

③県大会ベスト8以上の成績が期待されること。（「期待される」の基準は競技成績に限定するのでは無く、学校生活や活動状態等を含めて総合的に判断する）

④該当部活動の生徒及び保護者の了承を得ること。

エ その他

大会スケジュール等により、練習時間の延長や朝練習の実施ができるものとするが、この場合、希望する運動部は、事前に校長の承認を得ることとする。

4 練習試合、合宿等

練習試合や合宿等の実施にあたっては、運動部顧問が、1週間前までに練習相手、試合日、場所、時間、引率等について明記した練習試合・合宿届を校長に提出し、承認を得る。

5 運動競技会への参加

運動競技会への参加は、高体連主催大会を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。なお、いずれの場合も運動部顧問は、1週間前までに大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した運動競技会参加計画書を校長に提出し、承認を得る。

6 その他

(1) 運動部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活性化につなげる。

(2) 部費の徴収について

ア 部費等の取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 生徒から部費を徴収する場合には保護者が管理する。

ウ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(3) 外部指導者について

ア 外部指導者は、部活動が学校教育の一環であることを十分理解し、本校の教育目標及び本活動方針に基づいて指導する。

イ 外部指導者は、該当部活動生徒及び保護者の承認を得て、校長が委嘱する。

ウ 外部指導者は、原則として部活動指導員、日本スポーツ協会公認コーチ、教員免許保有者（該当する資格保有者）とする。

エ 外部指導者に対しての傷害・賠償責任保険以外の費用（手当・遠征旅費等）が生ずる場合は、原則として各部活動から支出する。

(4) その他

運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

顧問は、部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標及び活動方針が具現化されるよう、校長責任の下、全教職員と連携協力した指導を行い、併せて体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。